

加西市老朽危険空き家撤去事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老朽危険空き家の所有者等、自治会及び市が一体となって取り組む老朽危険空き家の撤去工事について、その経費の一部を補助することにより、老朽危険空き家の撤去を促進し、もって地域の安全・安心の確保及び生活環境の向上に資することを目的とし、加西市補助金等交付規則（平成30年加西市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、加西市空き家等の適正管理に関する条例（平成25年加西市条例第23号。以下「条例」という。）の例による。

(補助の対象者)

第3条 補助の対象となる者は、老朽危険空き家の撤去工事を行う自治会とする。

(対象となる空き家)

第4条 補助の対象となる老朽危険空き家（以下「補助対象空き家」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 老朽危険空き家認定を受けていること又は、管理改善が望めず老朽危険空き家に至る恐れが極めて高く再生利用ができないもの。
- (2) 自治会と所有者等の間で、撤去に関する同意が得られている建物であること。この場合において、建物に複数の権利者があるときは、権利者全員の同意があることを原則とする。
- (3) 自治会が当該老朽危険空き家の撤去を行い、自治会が跡地を有効活用するため、所有者の同意書又は貸借契約書により適正に管理すること。活用期間は撤去完了後10年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、所有者等が補助の対象とすることを目的に故意に破損させた形跡があると認めたときは、補助の対象としない。

(補助の対象工事)

第5条 補助対象空き家の撤去工事（以下「補助対象工事」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 所有者等の同意のもと実施されるものであること。

(2) 自治会の直営施工又は、自治会が施工者と補助対象工事に係る工事請負契約を締結していること。

(3) 施工者は、県知事による解体工事業登録を受けた者又は建設業法（昭和24年法律第 100 号）の規定による土木工事業、建築工事業若しくはとび・土工事業の許可を受けた者であること。

(4) 公共事業による移転、建替えその他の補償等の対象となる工事でないこと。

(補助金の額)

第 6 条 補助金の額は、補助対象空き家の解体及び処分に要する費用（家財道具、機械・車両等の移転又は処分費用等を除く。）に 6 分の 5 を乗じて得た額以内とし、2,500,000 円を上限とする。この場合において、当該補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする自治会（以下「補助申請者」という。）は、老朽危険空き家撤去事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第 2 号）

(2) 補助対象工事の見積書

(3) 補助対象空き家の所有者等との空き家撤去に係る同意書（様式第 3 号）

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第 8 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、当該決定の内容及びこれに付した条件を、老朽危険空き家撤去事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第 4 号）により補助申請者に通知するものとする。

2 補助申請者は、原則として前項の規定による通知を受けた後でなければ補助対象工事に着手することができない。

(補助事業の実績報告)

第 9 条 補助申請者は、補助対象工事が完了したときは、完了の日から30日以内又は補助金の交付決定があった年度の 2 月末日のいずれか早い日までに、老朽危険空き家撤去事業実

績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告し、その検査を受けなければならない。

- （1） 請負契約書の写し
 - （2） 領収書の写し
 - （3） 工事写真（施工前及び施工後）
 - （4） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類
- （補助金の交付）

第10条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、老朽危険空き家撤去事業補助金確定通知書（様式第6号）により補助申請者に通知するものとする。

2 補助申請者は、前項の規定による通知があったときは、速やかに老朽危険空き家撤去事業補助金請求書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

（交付決定の取消し等）

第11条 市長は、補助金の交付決定又は補助金の交付を受けた者が、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、その決定を取り消し、又は補助金の返還を請求するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

この訓令は、令和3年6月1日から施行する。

様式第10月号（第7条関係）

		年	月	日
加西市長	様			
		(〒 -)		
申請者	住所			
	氏名	④		
	電話番号			

老朽危険空き家撤去事業補助金交付申請書

標記のことについて次のとおり加西市老朽危険空き家撤去事業補助金交付要綱第7条の規定により申請します。なお、老朽危険空き家撤去事業の申請にあたり当該建物に係る紛争等が生じた場合は、当事者間において責任を持って解決し、市に対して一切の損害を与えません。

1 補助申請額	金 円
2 補助を受けようとする事業の内容	
3 補助対象事業の目的及び効果	
4 完了予定年月日	
5 空き家の所在地	
6 空き家の所有者氏名	
7 空き家の所有者住所	

備考 次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 補助対象空き家の撤去工事費の見積書
- (3) 補助対象空き家の所有者との空き家撤去に係る同意書(様式第3号)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

加西市長 様 年 月 日

(〒 -)
申請者 住所
氏名
電話番号



事業計画書

1 事業の概要

2 当該事業を必要とする理由

3 収支計画

収入

資 金 区 分	金 額	明 細
	円	
計		

支出

区 分	数 量	単 価	事 業 費	説 明
		円	円	
計				

様式第3号（第7条関係）

（自治会名） 様

空き家撤去に係る同意書

（自治会名）が実施する、下記の老朽危険空き家の撤去について同意します。
また、今回実施する当該建物の撤去について、今後一切意義を申し立てません。

記

1 所在地

2 物件の用途 住宅棟 物置棟 その他棟 計棟

3 構造

4 面積 平方メートル

平成 年 月 日

（所有者）

住 所

氏 名

印

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

加西市長



老朽危険空き家撤去事業補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった事業について、下記のとおり決定（却下）したので通知します。

記

1 次のとおり、交付を決定します。

（1）補助対象空き家の所在地

（2）補助金交付額 金 円

（3）補助金交付条件

- ① 本補助金は、申請の目的以外に使用しないこと。
- ② 事業の内容を著しく変更するときは、市長の承認を受けること。
- ③ 事業を中止し、又は廃止するときは、市長の承認を受けること。
- ④ 事業が予定期間に完了しないとき、又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し指示を受けること。
- ⑤ 本補助金を目的以外に使用したり、事業内容が申請の目的又は内容に著しく相違があると認められるときは、交付決定を取り消す場合がある。
- ⑥ 補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書を提出すること。
- ⑦ 解体後の跡地については、雑草の繁茂、廃棄物の投棄等が生じないよう、管理人が適正に管理すること。

2 次のとおり、却下します。

却下の理由

様式第5号（第9条関係）

		年	月	日
加西市長	様			
		(〒 -)		
		住所		
		氏名		
		電話番号		
⑤				
老朽危険空き家撤去事業実績報告書				
年 月 日付け、 第 号の補助金等交付決定通知書に係る事業実績について、加西市老朽危険空き家撤去事業補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり報告します。				
記				
1 事業の成果概要				
2 収支結果				
3 付された条件の履行結果				
4 その他参考事項				
備考 次に掲げる書類を添付してください。				
(1) 請負契約書の写し				
(2) 領収書の写し				
(3) 工事写真(施工前及び施工後)				
(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類				

様式第 6 号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

加西市長



老朽危険空き家撤去事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった老朽危険空き家撤去事業補助金について、
下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

記

確定額 金 円

備考 本通知の受領後、速やかに市長に老朽危険空き家撤去事業補助金請求書（様式第 7 号）を提出してください。

様式第 7 号（第10条関係）

年 月 日

加西市長 様

（〒 - ）

住所

氏名



電話番号

老朽危険空き家撤去事業補助金請求書

月 日付け、 第 号で確定通知のあった補助金を加西市老朽危険空き家撤去事業補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求額 金 円

補助金については、下記の口座への振り込みを希望します。

金融機関名							
同店舗名	本店・本所・支店・支所・出張所・代理店						
預金種目	1 普通 2 当座 3 その他（ ）						
口座番号							
口座名義人	フリガナ ----- 						